

2025年4月22日

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 西島 秀向 様

株式会社八十二銀行  
代表取締役頭取 松下 正  
アコム株式会社  
代表取締役社長 木下 政

## 回答書

株式会社八十二銀行（以下、「八十二銀行」）およびアコム株式会社（以下、「アコム」）は、貴団体より受領した2025年3月26日付「再お問合せ」に対し、以下のとおりご回答申し上げます。なお、本書面において使用する略語は、2025年2月3日付「回答書」（以下、「前回回答書」）において使用した定義によります。

お客さまをはじめ関係者の皆様に、大変なご心配とご迷惑をおかけしたことを改めて心より深くお詫び申し上げます。

### 1. 質問事項1について

アコム出向者Aは八十二銀行のカードローン「はちにのかん太くんカード」（以下、「同行カードローン」）業務（以下、「本業務」）に従事し、本業務に関する顧客情報は個人情報も含め取り扱っておりました。長野銀行のカードローン「リベロ」ほかを同行カードローンへ移行する業務（以下、「本移行業務」）はアコム出向者Aにとって本業務の一環であり、八十二銀行、長野銀行、アコムの3社間で本機密保持契約が締結されていたことから、本移行業務に関するデータの全てを出向元のアコムに情報共有ができると思い込み、お客さまの同意取得前にアコムと情報共有しても問題ないと誤認しておりました。

本機密保持契約の内容は前回回答書において記載したとおり個人情報の情報共有を目的としたものではなく、上記のとおりアコム出向者Aの思い込みによる誤認に起因するものであるため、本機密保持契約の写しの交付は控えさせていただきます。

なお、本件の事実経緯等については、両社とも監督官庁宛てに報告書を提出しておりますが、貴団体への回答内容は、当該報告書の記載と齟齬はありません。当該報告書自体の提供については控えさせていただきます。

### 2. 質問事項2について

アコム出向者Aにより出向元のアコムに送信された情報は、アコム社外への流出はな

く、また、本事案を起因としたお客さまの財産的被害は発生していないことから、情報漏えい対象のお客さまへの補償措置を講ずる予定はございません。

なお、お客さまからの個別のお問合せに対する回答内容については、前回回答書および本回答書の内容と相違するものではございません。

以 上